

## 山口地方裁判所委員会（第27回）議事概要

- 1 日時 平成28年7月15日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

小島裕美，小野寺雅子，木村繁明，桑原直子，兒玉達哉，小西義博，小松武士，椿美紀代，松村和明
  - (2) ゲストスピーカー  
山口県男女共同参画相談センター所長 平川恵美子  
山口県警察本部生活安全企画課課長補佐 穂枝繁直
  - (3) 説明者  
秋本主任書記官，田端書記官
  - (4) オブザーバー  
藤井事務局長，中島事務局次長，寺崎首席書記官，矢野次席書記官
- 4 議事の概要
  - (1) 委員長挨拶
  - (2) 新任委員自己紹介（兒玉委員，椿委員，松村委員，桑原委員）
  - (3) ゲストスピーカー紹介
  - (4) 委員長代理指定  
桑原委員が委員長代理に指定された。
  - (5) 報告「第26回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」（総務課長）
  - (6) 議題「DV防止法に基づく保護命令制度について」
    - ア 山口県男女共同参画相談センターにおける，DV相談の実状や取組等について（山口県男女共同参画相談センター平川所長による基調説明）

イ 山口県警察本部における，DV相談の実状や取組等について（山口県警察本部生活安全企画課穂枝課長補佐による基調説明）

ウ 裁判所における保護命令手続及び申立件数等の統計報告について（秋本主任書記官による基調説明）

エ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(7) 次回の意見交換のテーマについて

山口家庭裁判所委員会と合同で開催し，「山口地家裁における障害のある方に対する合理的な配慮について」をテーマに意見交換を行うこととなった。

(8) 次回開催日の決定

平成29年2月20日(月)午後3時

(別紙)

「DV防止法に基づく保護命令制度について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△ゲストスピーカー，□裁判所)

- ◎ 先ほどの三名の基調説明について，御意見や質問を伺いたい。
- 山口県男女共同参画相談センター（以下，「センター」という。）における，DV相談後の流れはどのようなになっているのか。
- △ 危険な場合は警察への相談を促し，また，今後の生活について，相談者に身近な機関である市町のDV担当課への相談を促し，将来の保護命令の申立てを考慮して，暴力の証拠となる写真や診断書等を取得しておくよう助言したりしている。相談者に寄り添って話を聞き，相談者の立場に立ってアドバイスしている。本人が希望されれば弁護士相談につなぐこともある。
- センターのパンフレットの，保護命令申立書の作成の部分は不明瞭である。特に，「相談の事実が無い場合は公証人役場で認証を受けた書類」という部分は，相談者には分かりにくいのではないかと。それよりも，保護命令申立てを前提とするのであれば，警察等に相談しなければならない等とした方がよいのではないかと。また，警察では，保護命令申立てに関して，申立書作成の補助やアドバイスをを行っているのか。
- △ 警察では，申立書作成の補助や説明は一切行っておらず，センター等に相談に行くよう教示している。ただし，相談した事実については記録に残しており，裁判所から書面提出請求書が送付された場合は，配偶者からの暴力相談等対応票という書面を，その回答として裁判所に送付している。
- 警察への相談者に対し，センターに相談に行くよう教示することは，相談機関のたらい回しになるのではないかと。
- △ 警察には申立書が無く，申立書作成の補助をすることができないので，センターや裁判所に相談に行くように言うしかない。
- 保護命令申立事件の申立件数の減少理由は何か。

- 減少理由は不明である。
- 保護命令申立ての却下の理由にはどのようなものがあるのか。
- 保護命令発令は、暴力の存在や更なる暴力の恐れ等が要件となっており、それらの客観的事実について、疎明では足りず、証明が必要となる。密室で起こりがちな配偶者からの暴力については、写真や診断書があれば事実認定がしやすいが、証拠が何も無く、申立人の陳述だけであると、場合によっては事実認定ができないということが起こり得る。また、仮に暴力があったとしても、暴力の経緯が日常の夫婦喧嘩の一端であるのか、それとも激しい虐待が毎回起こっているのか、また、更なる暴力の恐れがあるのかということが認定できない場合がある。そうすると、保護命令の要件を欠くことになり、却下となる。却下の主な理由は、暴力の事実等の要件の立証ができていないことであると思われる。
- 保護命令の申立てから命令発令まで、どれくらいの期間を要するのか。例えば、夫が妻に暴力を振るい、怪我を負わせて傷害罪で逮捕され、検察庁に送致された場合、10日から20日間勾留されることになるが、その間に保護命令の申立てがされ、命令が発令された場合、更なる暴力の恐れが無いことから起訴猶予となり釈放されることが多い。勾留延長がされない場合は、実質の勾留期間が3、4日であることもあるが、その間の発令は可能か。
- 相手方の勾留の有無は申立時に必ず確認しており、勾留されている場合は、担当裁判官にすぐに伝えている。申立書の記載に問題がなければ速やかに裁判官が申立人の面接を行い、翌日か翌々日には相手方の審尋を行っている。勾留期間が申立てから2、3日後に満了となる場合は、勾留期間中の命令発令は難しいと思われる。
- 被害者が保護命令の申立てをするかどうか迷うこともあり、迷った末に申立てをすることもある。そういう場合は速やかに命令を発令していただきたい。
- 申立人の状況は、命令発令の前提として把握しているが、保護命令の手續にお

いては、申立人に事実を確認することの他に、相手方の言い分を聞くことや、警察等から書類を取り寄せることが必要である。相手方が勾留されている場合は、呼出状や命令の送付、送達が確実にでき、また、審尋期日に確実に裁判所に連れてきてもらえるため、期間の見通しが立てやすい。

- センターでのDV相談では、相手方の話も聞き、折り合いをつけるということ  
は行っていないのか。
- △ センターでは、相談者の話を聞くのであって、相手方と連絡を取ることはない。
- 一方的な解釈ということになるのか。
- △ センターでは、相談者の立場に立った支援を行っている。
- 保護命令の申立てが取り下げとなるのは、どのようなケースがあるのか。
- ケースは多くないが、裁判官との面接を進めていく中で、命令発令の要件が無い  
と思い当たって申立人自ら申立てを思い直すケースや、申立書や証拠書類等を  
相手方に送る点を説明した際に、それにより相手方がショックを受けたり、相手  
方との更なるトラブルを憂慮して取り下げるケースがある。おそらく、それほどの  
被害ではなかったのだろうと推察される。
- ◎ 引き続き、保護命令手続の周知、関係機関相互の連携、被害者保護のための留  
意点について意見交換したい。まず、保護命令手続の周知の在り方についてであ  
るが、センター及び警察以外の山口市におけるDV相談窓口について紹介してい  
ただきたい。
- 山口市では、市民会館の2階に、山口市の人権推進課が主管している市の男女  
共同参画相談センターがあり、そこにDV相談窓口を設置している。また、男女  
共同参画基本計画の中の男女の人権の尊重というところで、男女間の暴力を許さ  
ない社会の実現という施策を定めている。さらに、民間の社会福祉法人が運営し  
ている母子生活支援施設があり、シェルターのようなものであるが、現在、22  
室保有しており、山口市も様々な機関と連携を図りながら検討を進めている。
- ◎ センターや警察がDV相談を受ける中で、必要に応じて保護命令手続の説明を

していただいていると思うが、相談者にとって裁判所の手続は分かりやすいものとなっているか。

△ 相談者の中には、配偶者から暴力を受けており相手方から避難したいと考えている者もいる。相談者が保護命令申立てを希望する場合は、保護命令の申立書は分厚く分かりにくいところもあるため、相談員が記載方法を説明しており、また記載したものを持参すれば記載内容を確認している。

◎ 裁判所には、保護命令手続についてのパンフレットや申立書の記載要領はあるのか。

□ 裁判所作成のパンフレットや記載要領は無い。窓口に来られて記載方法が分からないと言われた場合には、その都度説明している。

◎ 保護命令申立書について、御意見や感想を伺いたい。

○ 添付書類が多い。また、ホームページに申立書の書式や記載要領、記載例を掲載するとよいと思う。

○ 最近はネットの検索が主流となっているが、現在、DV相談等のワードで検索した際に、県警やセンター、市の相談センター、県や市の担当課等の相談窓口は上位に来るのか。センター等の相談機関が上位に来るように工夫したホームページを作成されてはどうか。

□ 山口県DV相談で検索すると、センターや山口県の男女共同参画課は最上位に来ており、山口県警もその次に来ている。DV相談で検索すると、全国のシェルターネットが一番に上がってくる。

△ 申立書は記載事項が多いので書き損じもあると思うが、自筆でなくパソコンで作成してもよいのか。パソコンでもよいのであれば、書式をホームページに掲載してほしい。

□ 署名と押印があれば、あとは自筆でなくても構わない。

□ 山口地裁のホームページには申立書を掲載していない。掲載している庁もあるが、PDF形式であり、書き込みができない。本委員会で、書き込みができる書

式を掲載してほしいとの御意見をいただいたので、今後、検討する。

- ◎ 書式のホームページへの掲載については多数の御意見を頂いたので、今後、検討したい。山口県警のDV相談件数は、平成27年は907件であり、平成28年は6月末現在で425件である。また、センターの平成27年度の相談件数は概ね300件であるが、山口地裁管内の保護命令申立件数は、平成27年は33件であり、県警への通知件数は27件である。山口県警及びセンターの相談件数に比べ保護命令申立件数はかなり少ないが、保護命令手続の周知不足や、相談だけで足り申立ての必要がない等、その要因は、山口県警やセンターで分析されているか。
- △ 山口県警ではそのような分析は行っていないが、各署から県警本部に上がってくる報告を見ると、避難や離婚をするつもりが無く、同居を希望するケースが多く、そのようなケースは保護命令の意味が無いので申立てに至らないのだと思う。
- △ センターの相談件数のうちDV相談件数は概ね300件であるが、保護命令の申立てに至るのは、身体的暴力を受けており相手方から避難したいというケースに限られるので、センターの相談件数と保護命令申立件数はリンクしないと思う。
- 報道でも、接近禁止命令が出ていたのに事件が起こったという話はよく聞く。申立書を実際に見るとかなりの分量があるので、相当の覚悟が無いと書けないと思う。また、申立ての際に証拠書類が必要であることが分かっていなければ、写真や診断書が無いので手続が利用できないということになる。ほとんどの人が相談で終わるとしても、本当に保護命令を必要とする一部の人に必要な情報がきちんと届くのかというと、なかなか難しいのではないかと思う。申立ての前にセンター等への相談の事実が必要とはどういう理由からか。
- DV防止法12条2項に基づくものである。保護命令が迅速に発令されるためには、命令の発令要件を速やかに判断しうる資料が整えられていることが必要であり、センター等への相談の事実があれば、裁判所が書類の提出や説明を求めることにより迅速な証拠の確保を図ることができる。相談の事実がない場合は、客

観的、定型的な信用力のある証拠であることが制度上担保されている公証人の認証を受けた宣誓供述書を添付することで迅速な命令の発令を可能とする要件が整えられているということになる。

- 警察やセンターでは、申立書に匹敵する程度の詳しい相談内容を記録として残しているのか。「この時期に相談に来た。」程度ではないのか。
- △ 保護命令の相談は電話ではなく来所される。センターでの来所面接は、1時間程度の時間をかけて、暴力の状況を聴取したり、保護命令制度の利用について情報提供や助言を行っている。
- 真摯に保護命令発令を求めている場合は、しかるべき機関に相談に行っているであろうし、宣誓供述書は公証人の前で真実を述べて作成してもらうものであるが、虚偽の場合は科料の制裁があるので、それをもって真実性を担保するという書面である。裁判所としては、そこまでしているということを受け取った上で迅速に発令している。
- 申立書をホームページに掲載する等して、色々なところで広く目に触れるようにすれば、暴力を受けた人が、最終的にはこの手続きを利用すればよいのだなと思えば準備をすることができると思う。また、「男女共同参画相談センター」や「レディースサポート」という名称からはDV相談に結びつかないため、DV相談窓口はここであるということが分かりやすくなるよう、何か工夫してはどうか。
- 申立書等を相手方に送付すると、なかなか詳細には記載できないのではないかと相手方審尋を行い、相手方の言い分も聴くのであれば、申立書に詳細に記載しなくてもよいのではないかと。センターで申立書を作成する際に、相手方に送付することへの抵抗を示すような反応はないのか。
- △ そのような反応はない。相手方の審尋もあるので、事実を記載するように言っている。申立てをすると相手方を刺激するという理由で申立てを躊躇する人もいる。
- 供述調書が相手方の目に触れるのかと聞かれることがある。相手方の目に触れ



るとなかなか本当の事が言えないので、できるだけ目に触れないようにしている。  
申立書に、相手方に送付する旨を記載するのはいかがなものか。

□ DV防止法で、申立書等は相手方に送付しなければならないことになっているが、申立人に二次被害が及ばないようにすることを第一に注意する必要がある。  
申立書にある、「本申立書の写しは相手方に送付するので、そのことを前提に記載してください。」という記載は、相手方に秘匿したい住所等の情報は絶対に記載しないでくださいという注意の意味もある。申立人の秘匿情報が相手方に絶対に漏れることがないようにするということが、現在、特に裁判所で注意を払っている点である。

◎ 秘匿情報は現住所が主であるが、その他の事項についても、相手方に送付することを前提に記載するよう促している。申立人保護のためにはできるだけ速やかな発令が必要であるが、保護命令申立てから命令発令まで、平均でどれくらいの期間がかかるのか。

□ 勾留されている場合は1週間から10日程度、それ以外であれば2週間程度かかる手続である。

◎ センターでは保護命令申立書作成についてのアドバイスをされているということであるが、申立書の書式は何部か備えがあるのか。

△ 書式は備えていないが、相談員は内容を理解している。

□ 裁判所からは申立書の書式を他の機関に配付していない。

◎ 関係機関の連携には、日常的な情報交換としての連携と個別事件ごとの連携があると思うが、情報交換や意見交換の場としてはどのようなものがあるか。

□ 山口県主催の、DV被害者の相談保護自立支援を迅速的確に行うためのDV関係機関の相互連携を目的とした山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会が年1回開催されている。参加機関は法務局や民間団体等であり、裁判所も参加している。本年度は6月27日に山口県庁において開催され、各参加機関から、各機関における取組や統計について報告された。

◎ 裁判所では、保護命令手続に特化した関係機関の協議会は、現在、行われていない。一般的な情報交換のほかに、個別事件についての連携の取組みとしては、申立書作成のサポートをしたり、県警に発令通知をしたり、県警から市町へファクシミリで発令の連絡をしたりということがあがあるが、それ以外の連携方法としては、どのようなものが挙げられるか。

△ 裁判所から山口県警にファクシミリで発令通知がされると、相手方と申立人の住居を管轄する警察署へファクシミリで連絡する。その後、相手方と面接し、指導や警告を行い、保護命令違反により検挙された際に保護命令を知らないと言わせないために、裁判官から命令の面前告知がされた場合でも、再度、警察官が、命令を認識させるために主文を全部読んで聞かせて、保護命令内容を説明し、保護命令遵守を認識させている。申立人には防犯指導を行い、保護命令違反の際には警察に通報するよう伝えており、親族や子への接近禁止命令も発令されている場合には、親族や子供にも教示してもらい、子供の学校にも、相手方が来た場合は通報するよう伝えるように教示している。

△ 保護命令発令後は、警察において加害者への指導、警告や申立人への防犯指導等の対応をいただいているので、センターには保護命令発令後の相談はほとんどない。ただし、ごく稀であるが、再度の申立てについての相談はある。

◎ 保護命令には期間があり、状況が改善されていなければ再度の申立てを検討していただくこととなるが、再度の申立ては多くされているのか。

○ そう多くはないように思う。手紙の送り付け等があり、6か月ごとに申立てを繰り返したケースがあった。このケースは警察が相手方の動きを常時把握していた。

□ 平成27年は、保護命令申立件数が24件、再度の申立てが9件であった。平成28年は、5月現在で保護命令申立件数が16件、再度の申立てが3件である。

◎ 弁護士としては、相談を受けた際に、どのような法的手段を考えられるか。

○ あまり担当していないので分からないが、シェルターへの避難や引き離しをし

ないと難しいと思う。DVの加害者は法令遵守の意識が薄いのではないかとと思われるので、法的手段には限界があると思う。

- 申立書の書式は、チェック方式や空欄を埋めれば良い等、非常に親切に作られているが、保護命令の必要性、子や親族等への接近禁止を申し立てる理由及び陳述書は、どのように記載したらよいか悩まれるのではないか。記載例を書式と併せてホームページに掲載すれば、裁判所の手続を初めて利用する方も記載しやすくなると思う。
- 陳述書の記載例は、ホームページには掲載していないが、窓口で交付できるものがある。必要性の記載のひな形はないが、これは本人に書いてもらう必要がある。
- ◎ ホームページやパンフレットに書式を掲載することが、手続周知や利用し易さにつながるという御意見をいただいたので、検討したい。

以 上